

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正理由

- (1) IACS 統一規則 E15(Rev.2)において、火災の際に使用される装置のケーブルが火災の危険の高い区域を通過する場合には、当該ケーブルを耐火ケーブルとすることが要求されている。ここでは、火災の危険の高い区域として、SOLAS 条約第 II-2 章第 3-30 規則に規定される機関区域等が定義されている。

しかしながら、当該機関区域には、MSC/Circ.1120 において、火災の危険性がほとんどない又は全くない区域と解釈される通風機械及び空気調和機械を収容する場所等が含まれていることから、IACS は、当該統一規則における火災の危険の高い区域の見直しを行っていた。

この程、火災の危険の高い区域の定義について、UR の改正作業は完了していないものの、IACS 内で統一的な取扱いが合意されたこと及び関連業界から早急な対応が求められていることを考慮し、今般、IACS 統一規則 E15(Rev.3) (案) に基づき関連規定を改めた。

- (2) 2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会 (MSC91) において、ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域内を隔離する隔壁及び甲板の防熱保全性に関して、「鋼その他これと同等の材料」を「A-30」級とする旨の SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則の改正が IMO 決議 MSC.338(91)として採択された。このため、今後ロールオン・ロールオフ船においては動力駆動の防火戸の設置が想定される。

今般、本会の現行規則において、旅客船規則にのみ規定していた上記装置に係る要件を、鋼船規則 H 編に移設した。

改正内容

- (1) 耐火ケーブルの使用が要求される火災の危険の高い区域から、発電機、主要電気機器、冷凍機械、減揺装置、通風機械及び空気調和室を収容する場所等を除外した。
- (2) 動力駆動の防火戸及び全ての防火戸の状態表示盤に使用される動力及び制御装置に適用される耐火ケーブルの要件を、旅客船規則検査要領から鋼船規則 H 編検査要領に移設した。